

静岡県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画（案）に対する御意見について

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正
1	<p>35市町で連携と記入されているが、このパブリックコメントは、市町のホームページや広報などに周知されていない。意見反映する前に県民全体から意見提出がない状態は良くない。過去の広域連合の実施したパブリックコメント結果をみても、意見0件が連発されている。各市町で、しっかりと意見募集を告知すべき。合わせて、新型コロナ関連での減免制度などは、市町によって周知の徹底がバラバラだった。制度を周知徹底しなければ、利用実績にも影響する。</p>	<p>本パブリックコメントの実施にあたっては、事前に県内関係市町にお知らせし、各市町ホームページへのリンクの掲載をお願いしていましたが、御意見を受け、各市町ホームページにおける掲載状況を確認し、掲載が確認できなかった市町に対しては、再度掲載を依頼させていただきました。今後も、各市町と連携し、確実な情報発信に努めてまいります。</p>	なし
2	<p>全体として。広域連合のホームページがわかりにくい。他の広域連合のレイアウト、スクリーンショットを送ります。わかりやすい広域連合のホームページ制作をするのも仕事の1つだと思う。</p>	<p>ホームページについては、デザインを一新するため、現在検討をしております。</p>	なし
3	<p>7ページ、マイナンバーカードに関する記述について。マイナンバーカード普及率は伸びたが、マイナンバーカードと健康保険証との関係では、医療機関側の体制が整わないために健康保険証とマイナンバーカードの2枚を常に持ち歩く状況となっている。また、医師の高齢化により、マイナンバーカードの保険証提示を拒否する小規模病院は多数となり、結果的にマイナンバーカードの医療機関での利用は、全く普及していない。広域連合としても、具体的対策に乗り出すべき。</p>	<p>国は、令和6年秋ごろからの被保険者証の廃止を目指し、マイナンバーカードの被保険者証利用を推進しています。また、後期高齢者医療制度は、国の法令等に基づき全国で統一的に運営されるべき制度であることから、当広域としても、今後の国の動向を注視し、マイナンバーカードの被保険者証利用について対応してまいります。</p>	なし
4	<p>6ページ、保健事業の推進について。35市町と連携して、具体的に広域連合が何を保健事業として推進しているのか？県民や後期高齢者医療利用者たちは、わかっていないと思う。どのような事業を市町と連携して実施しているのかを示すべき。</p>	<p>保健事業の実施内容については、広域計画には概略のみ記載しております。保健事業の詳細な内容については、保健事業の実施計画（データヘルス計画）に記載し、広域連合ホームページにて公表しております。</p>	なし